

第 1 1 2 号議案

足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 9 年足立区条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表住宅地区 C の項及び近隣商業地区の項中「第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。